

「任意継続被保険者制度の加入について」

任意継続被保険者制度への加入に際しましては、下記事項にご留意ください。

1. 制 度 被保険者の資格を喪失した後も、任意に被保険者資格を継続できる制度
2. 加 入 条 件
 - ① 資格喪失日の前日までに、継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること
 - ② 資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に任意継続被保険者資格取得申請書を提出し初回分の保険料を納めること
3. 加 入 期 間 2年間
4. 提 出 書 類
 - ① 任意継続被保険者資格取得申請書
 - ② 初回保険料（金額は必ず勤務先担当課にご確認ください）
5. 保 険 料 等
 - ① 保 険 料 任意継続被保険者の保険料は、事業主負担分も合わせて全額自己負担となります。退職時の標準報酬月額と当組合の全被保険者の平均標準報酬月額（H27年度は47万円）を比べ、いずれか低い方が任意継続被保険者の標準報酬月額となり、この額に保険料率を乗じて得た額が保険料となります。ただし、全被保険者の平均標準報酬月額に変更があった場合は2年目の標準報酬月額が変更されることがあります。
 - ② 保険料率 高齢者医療制度への支援の増加などによる財政悪化のため、保険料率は毎年度見直しされることとなります。
 - ③ 納付方法 支払方法は次の3つから申請時に選択します。
 - ㊶ 毎月払い（当月分の保険料はその月の10日まで）
 - ㊷ 6ヶ月前納払い（4～9月分、10～3月分の年2回払い）
 - ㊸ 12ヶ月前納払い（4～3月分の年1回払い）注 1. ㊶の毎月払いは、納期（10日）までに当組合の銀行口座への入金を確認できない場合、資格喪失となりますのでご注意ください。
 2. 銀行の振込手数料は自己負担となります。
 3. 前納払いの保険料は4%の複利計算による割り引きとなっています。上記注1及び2のこともあり、当組合では前納をお勧めしています。
 - ④ 納 付 先 下記の当組合口座にお振込みください。
初回（加入時）は銀行の振込用紙をご使用ください。
2回目以降は送付した納付書をご使用ください。
※1月上旬に前年分の保険料納付証明書を当組合からご自宅へ送付しますので、確定申告等の社会保険料控除証明にご使用ください。

金融機関	三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店
口座番号	普通預金 1887415
口座名義	経済産業関係法人健康保険組合
（振込の控えは大切に保管してください。）	

6. 介護保険料 介護保険料は、健康保険料に加算して徴収され、その額は毎年変わります。
下記の方が介護保険料の対象者となります。
- ①第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満で国内に住所を有している者
 - ②特定被保険者・・・④被保険者が40歳未満であるが、被扶養者が第2号被保険者である者
 - ㊦被保険者は国内に住所を有していないが、第2号被保険者である被扶養者が国内に住所を有している者
 - ㊧被保険者は65歳以上で介護保険第1号被保険者であるが、被扶養者が第2号被保険者である者
7. 資格喪失 任意継続被保険者は、次のいずれかの事由に該当したときは、その資格を喪失することになりますので、保険証は必ず当組合にご返送ください。
- ① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき（喪失証明書を送付します）
 - ② 死亡したとき（埋葬料請求書、死亡を証明する書類の写しを送付してください）
 - ③ 保険料を納付期限までに納付しないとき（喪失証明書を送付します）
 - ④ 健康保険の被保険者資格を取得したとき（所定の様式に新たに資格取得した保険証の写しを添えて送付してください）
 - ⑤ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき
 - ⑥ 保険料の前納期間中に本人から申し出があったとき（前納期間中に資格喪失を希望し、払い戻しを受ける場合は所定の様式による申出書の提出が必要ですので、必ず事前に当組合にご相談ください。この場合、前納を取消し、保険料は申出書の提出があった月までの経過月分の月額保険料（前納で割り引く前の保険料）で精算し、申出書の提出があった月の翌月に上記③による「保険料が納期までに納付されなかった」という理由での資格喪失となります。）
8. その他
- ① 任意継続被保険者の保険給付は、傷病手当金および出産手当金の支給はありませんが、その他の給付は在職中と同じです。
 - ② 任意継続被保険者の人間ドック等の利用については、在職中と同じです。
 - ③ 人間ドック等のご利用方法のお問合せや、申請書等の提出は、直接当組合へお願いします。
 - ④ 住所・電話番号・被扶養者の異動等の変更があるときは、必ずご連絡ください。
 - ⑤ 市町村が運営する国民健康保険制度において、非自発的失業者（※1）に係る保険料を軽減するため、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間について、前年の給与所得を30/100とみなして保険料を算定することになっています。詳しくは国保窓口にご確認ください。
（※1）雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）及び特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）